



インターテック株式会社
業務規程
(平成25年9月3日改正)

特定無線設備の技術基準適合証明、及び工事設計認証業務に関する規定

初版	平成21年10月19日
	平成23年4月22日
	平成23年6月20日
	平成24年1月30日
	平成25年9月3日

作成者	三井 泉	
承認者	井上 信行	

1. 目的

この規定は、インターテック ジャパン株式会社（以下「当社」という。）が電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「証明」という。）及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、証明及び認証（以下「業務」という。）を適切、公平かつ円滑に運営することを目的とする。

2. 登録に係る事業の区分（対象とする無線設備）

当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第3号に定める特定無線設備とする。

3. 技術基準適合証明の業務を行なう時間及び休日に関する事項（業務時間）

業務を行う時間は、9：00－17：45 とする。ただし顧客の依頼または当社の業務上の都合等により、上記以外の時間（時間外勤務、休日勤務等）で業務を行うことがある。上記を含め業務を行う時間については当社就業規則に従う。

4. 休日

就業規則休日は当社就業規則に従い、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 会社が定めた休業日（ウェブページ等で公開、または顧客に通知するもの）

5. 業務を行う事務所

業務を行う事務所は以下のとおりとする。

- (1) 横浜本社 神奈川県横浜市鶴見区生麦 2-3-18

6. 業務の申込み

証明を受けようとする者（以下「顧客」という）は、表1に示す申込書、表2に示す同意書及び表3に規定する書類及び資料（以下「証明の書類等」という。）並びに申込設備を提出するものとする。当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する。なお一つの申込に係る申込設備の数は、100台以下とする。

7. 審査

当社は、6.の申込を受理した後、証明員によって審査を行なう。

7.1 審査は特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明等規則」という。）別表第1号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。

7.2 証明等規則別表第1号一（3）の規定の申込設備が提出されない場合、次の書類により審査を行う。

(1) 申込設備の写真（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。）

(2) 試験結果報告書の内容

- a) 試験担当者名及び責任者名
- b) 試験実施年月日
- c) 試験実施場所
- d) 使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
- e) 特定無線設備の名称
- f) 試験項目及び試験結果
- g) 試験の方法、及びその他の付随する情報

7.3 7.2(2)の試験結果報告書の記載事項について、次の各項に対する確認を行うことで特性試験に代え、適合性の審査を実施する。

法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

7.4 証明等規則別表第1号一（3）に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。

7.5 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

7.6 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

7.7 特性試験にあつては、申込台数により表5に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

8. 審査結果の通知

8.1 当社は、審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、表6に定める様式の技術基準適合証書をもって顧客に通知する。

8.2 審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した表7の文書をもって顧客に通知する。

8.3 通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
- (2) 顧客の用意した書類や申込設備に不備があり、追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
- (3) 6.に規定する書類に不備があったとき。

9. 証明の報告及び審査結果の公表

9.1 当社は、証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次の事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- (1) 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 証明を受けた特定無線設備の種別
- (3) 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (5) 証明番号
- (6) 証明をした年月日
- (7) 当社は証明を行った設備について、下記の事項を当社のホームページに掲載する。
 - ・ 証明を受けた者の氏名又は名称
 - ・ 無線設備の名称
 - ・ 証明番号
 - ・ 証明年月日

9.2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客申込者の同意を得る。

10. 申込の取下げ

10.1 顧客による取下げ

顧客は、申込の全部又は一部を取下げることができる。

10.2 当社による取下げ

当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

- (1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

(2) 7.に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。

(3) 6.に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

11. 表示

当社は、証明を行ったときは、表8に定める表示を申込者に交付し、証明をおこなった設備の見やすい箇所に表示するものとする。

12. 証明事項の変更届出等

12.1 証明を受けた者は、9.に掲げる事項に変更（証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第6条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

12.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

13. 不正な証明等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- ・証明を受けた者が不正な手段により証明を受けたこと。
- ・証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

14. 認証の申込

認証を受けようとする者は、表9の申込書、表10の同意書及び表3に規定する書類及び資料（以下「認証の書類等」という。）並びに申込設備を提出するものとする。

14.1 当社は、認証の書類等及び申込設備を受取った後速やかに申込を受理する。

14.2 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、表11に示す様式の受付確認通知書を顧客に通知する。

15. 審査

当社は、申込を受理した後、証明員によって審査を行う。

15.1 審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。

15.2 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一（3）の規定により申込設備が提出されない場合にあつては、次の各項の書類により審査を行う。

(1) 申込設備の写真（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であつて寸法を記入したもの。以下同じ。）

(2) 試験報告書の内容

- a) 試験担当者名及び責任者

- b) 試験実施年月日
- c) 試験実施場所
- d) 使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
- e) 特定無線設備の名称
- f) 試験項目及び試験結果
- g) 試験の方法、及びその他の付随する情報

15.3 試験報告書の記載事項について、次の各項への適合の確認を行い、特性試験に代え適合性の審査を実施する。

- (1) 法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
- (2) 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- (3) 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- (4) 証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、表4に基づき、変更のあった部分に関し(2)から(3)の審査及び特性試験を行う。

16. 審査結果の通知

16.1 当社は、審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、表12に示す様式の認証書をもって顧客に通知する。

16.2 審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した表13に示す文書をもって顧客に通知する。

16.3 上記の通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
- (2) 審査の過程で顧客の書類又は申込設備に不備があり、追加の提出を求めたとき。
- (3) 14.に規定する書類に不備があったとき。

17. 認証の報告及び審査結果の公表

17.1 当社は、前条第1項の認証を行ったときは、証明規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証を受けた特定無線設備の種別
- (3) 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力

(5) 認証番号

(6) 認証をした年月日

17.2 当社は認証を行った設備について、下記の事項を当社のホームページに掲載する。

(1) 認証を受けた者の氏名又は名称

(2) 無線設備の名称

(3) 認証番号

(4) 認証年月日

17.3 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客の同意を得なければならない。

18. 検査記録の作成等

18.1 16. の認証を受けたもの（以下「認証取扱業者」という。）は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく特定無線設備について検査を行い、証明等規則第19号に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保管しなければならない。

(1) 検査に係る工事設計認証番号

(2) 検査を行った年月日及び場所

(3) 検査を行った責任者の氏名

(4) 検査を行った特定無線設備の数量

(5) 検査の方法

(6) 検査の結果

18.2 検査記録の保存は、電子媒体により行うことができる。

19. 申込の取下げ

19.1 顧客による取下げ

顧客は申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

19.2 当社による取下げ

当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

(1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

(2) 15. に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。

(3) 第14条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

20. 表示

20.1 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について18. の義務を履行したときは、証明等規則第20条に基づき当該特定無線設備の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。

20.21 前項の表示は、表 8（証明等規則様式第 7 号）に定めるとおりとする。

2 1. 認証事項の変更届出等

21.1 認証を受けた者は、第 17 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に変更（認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第 17 条第 6 項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

21.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

2 2. 不正な認証等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- (2) 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- (3) 認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

2 3. 適合確認試験

23.1 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。

- (1) 証明規則第 6 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- (2) 証明規則第 17 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。

23.2 試験員は、証明等規則別表第 1 号一（3）又は別表第 3 号二に準用される別表第 1 号一（3）の規定に基づき試験を実施し、試験報告書を作成し、証明員に報告する。

23.3 試験報告書は ISO/IEC17025 の要求を満たすものとし、次の事項を記載する。

- (1) 試験担当者名及び責任者名
- (2) 試験実施年月日
- (3) 試験実施場所
- (4) 使用測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
- (5) 特定無線設備の名称
- (6) 試験項目及び試験結果
- (7) 試験の方法
- (8) その他の情報

2 4. 試験の外部委託（下請負）

24.1 当社は、次のようなやむをえない事情がある場合、顧客の同意を得て特性試験を外部の試験機関に委託することがある。

- (1) 当社の試験員または測定器に事故ある場合

- (2) 当社の業務の繁忙またはその他の理由により、顧客の納期等の要求に応じられない場合
- (3) その他、試験委託をしなければならない合理的理由がある場合

24.2 委託先は試験所マネージャー、GMAP マネージャー、証明員が協議のうえ決定する。

25. 試験測定器の管理

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器及び試験室の環境を管理する。

26. 試験測定器の校正

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器の校正を実施する。

27. 手数料の額

- 27.1 6. の証明、及び 14. の認証手数料の額は、表 14 に記載のとおりとする。
- 27.2 申込件数実績又は特別な事由による手数料の減額を表 14 に示す。
- 27.3 特別な事由による手数料の増額を表 14 に示す。
- 27.4 他に定めのない手数料の額については、表 14 に記載のとおりとする。

28. 手数料の収納の方法

証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、表 14 に記載のとおりとする。当社と手数料支払い者との合意によって、表 14 の収納方法を変更することができる。原則として、手数料支払いについては弊社の一般取引条件を適用する。

29. 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 29.1 証明員の資格は、法別表第 4 に定めるところによる。
- 29.2 証明員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合以外の理由で証明員の意に反して解任することはできない。
 - (1) 証明員に休職を命じたとき。
 - (2) 証明員を解雇したとき。
 - (3) 証明員が退職したとき。
 - (4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
 - (5) 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
 - (6) その他当社就業規則に該当する場合
- 29.3 当社代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第 9 条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。
- 29.4 社外の証明員と契約する場合、当社就業規則に従う。

30. 証明員の配置

証明員は 5. に規定する事務所にて業務を遂行する。

3 1. 証明員の職務遂行

31.1 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上長の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

31.2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の証明及び認証の業務に従事させないものとする。

3 2. 技術基準適合証明の業務に関する機密保持

32.1 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

32.2 必要な場合、顧客と機密保持契約を締結する

3 3. 技術基準適合証明の業務に関する文書管理(帳票及び記録類の管理)

法第38条の12に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第13条第1項に規定する内容とし、文書は関連部門のマネージャーが管理する。

3 4. 文書の種類及び保存期間

文書の種類及び保存期間は、当社品質マニュアルに従い次のとおりとする。

- (1) 証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (2) 証明等規則第21条に準用される証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (3) 申込書及び同意書 10年
- (4) 試験結果通知書 10年
- (5) 試験報告書 10年
- (6) 試験測定器校正成績書 10年
- (7) 拒否及び取り消し通知書 10年

3 5. 文書の保管場所

印刷物または電子媒体の文書は管理が適切に行うことのできる専用の場所で保管する。

3 6. 会計処理

36.1 当社は、国内法及びインターテック会計基準に従った会計処理を行う

36.2 当社はインターテック会計基準に従った内部及び外部の会計監査を受ける

3 7. 財務諸表及びそれらの閲覧

37.1 当社は、次のような財務資料を備える。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

37.2 当社は、法第38条の11第2項に規定する者からの請求により、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧に供するものとする。

38. 証明、認証業務の基本方針

証明、認証業務の執行にあたり、インターテック倫理規定及び業務規定に基づき以下の基本方針を掲げる。

- (1) 全ての申込者に対し公正な取扱いを行うこと。
- (2) 審査は、法、証明規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
- (3) 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- (4) 役員、証明員、試験員及び関係する従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

39. この規定の適用日

この規定は、平成21年11月1日以降に当社が受理を行った申込から適用する。

附則(改正 平成23年4月22日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年5月1日から適用する。

附則(改正 平成23年6月20日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年6月23日から適用する。

附則(改正 平成24年1月30日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年2月1日から適用する。

附則(改正 平成25年9月3日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年9月5日から適用する。

別表第 1 号

技術基準適合証明申込書

平成 年 月 日

インターテック ジャパン株式会社殿

(1) 申 込 者 本社所在地
名 称
代表者役職
氏名

(2) 申込責任者 住 所
役職
氏 名

下記のとおり電波法第 38 条の 6 の規定による技術基準適合証明を受けたいので、同意書を添えて申し込みます。
なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

申込区分	<input type="checkbox"/>	新規	<input type="checkbox"/>	変更
特定無線設備の種別				
特定無線設備の型式又は名称				
特定無線設備の製造番号		特定無線設備の数		
備 考	<販売業者>			

別表第2号

技術基準適合証明業務申込同意書

インターテック ジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明（以下「証明」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（技術基準適合証明申込書）

1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。

2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（技術基準適合証明申込書類）

1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条（試験結果報告書）

1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。

2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。

3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を书面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。

3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。

4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。

ただし、申込設備が証明規則2条1項19号、2条1項19号の2、2条1項19号の3、2条1項19号の3の2及び2条1項19号の11の無線設備の場合に限る。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲： 住所 〒 230-0052 神奈川県横浜市鶴見区生麦 2-3-18
 会社名 インターテック ジャパン株式会社 代表取締役社長 井上信行

乙： 住所 〒
 申込者 会社名：
 [申込書にサインまたは捺印を 氏名： 印
 された方] 役職：
 日付

別表第3号

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届	○	○	申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書	○		(別表第2号)
3	技術基準適合証明業務申込書	○		(別表第1号)
4	工事設計認証業務申込同意書		○	(別表第10号)
5	工事設計認証業務申込書		○	(別表第9号)
6	変更内容説明書	○	○	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
7	工事設計書	○	○	証明等規則別表第2号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
8	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料(証明等規則別表第4号に該当)又は当社が同等と認める書類又は資料。
9	取扱説明書		○	操作及び保守の方法を記載したもの。
10	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
11	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号又は第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
12	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

別表第4号

1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
(1) 電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。）部品及び材料		
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部品	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示器	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線板	同上	同上
(2) 回路方式（回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。）		
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの（低周波数出力回路を除く。）を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類

<p>イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更</p> <p>ウ スケルチ回路</p> <p>(3) 部品配置</p> <p>(4) 表示器及び操作器</p>	<p>変更後の回路がプレトーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。</p> <p>増設又は撤去を含む。</p> <p>増設又は撤去を含む。(操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。)</p>	<p>部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類</p> <p>工事設計書又は写真、図</p>
<p>2 電源装置</p> <p>(1) 電源装置の種類</p> <p>(2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)</p>	<p>同等以上の性能を有する物に限る。</p> <p>同上</p>	<p>規格名を記載した書類</p>
<p>3 空中線及び給電線</p>	<p>増設、撤去又は取付位置の変更を含む。</p>	<p>外観図又は写真</p>
<p>4 空中線(レーダーに限る。)</p>	<p>周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。</p>	
<p>5 指示器(レーダーに限る。)</p>	<p>電氣的性能に変更を来すこととならない場合に限る。</p>	
<p>6 付属装置</p> <p>(1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等</p> <p>(2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置</p> <p>(3) その他の付属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)</p>	<p>増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。</p> <p>増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。</p> <p>増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。</p>	
<p>7 その他</p> <p>(1) 筐体</p>		

ア 機器本体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きとの比が10%までの場合に限る。ただし、上記が適当でない場合においては、この限りではない。	外観図又は写真
イ 機器本体の材質	材質の強度及び機器の電気的性能が同等以上の場合に限る。	材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類
ウ 機器本体と別筐体のもの		外観図又は写真

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
(1) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する電波の型式及び周波数	回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。	
(2) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力	空中線電力を低下させる場合であつて、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。	
(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料	電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
(4) 回路又はプログラム	発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
2 附属装置 模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設（新たに追加する場合を含む。）に限る。	

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

別表第5号

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1～2	全数
3～25	2
26～50	3
51～90	5
91～100	8

別表第6号

技術基準適合証明証書

証 明 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
販 売 業 者 名	
製 造 番 号	
証 明 番 号	
証 明 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

インターテック ジャパン株式会社 ㊞

別表第7号

年 月 日

殿

インターテック ジャパン株式会社

技術基準適合証明拒否通知書

平成 年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 特定無線設備の内容

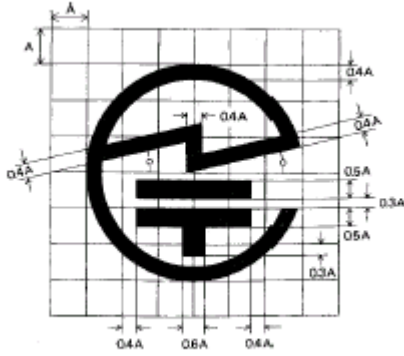
- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造番号

2 拒否の理由

表 8

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。



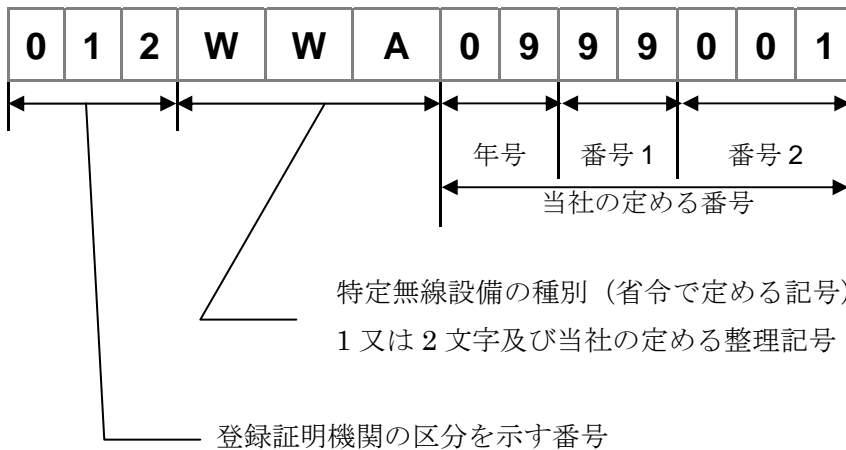
- (1) マークの大きさは、直径5ミリメートル以上であること。(ただし、体積が100CC以下の無線設備にあっては、直径3ミリメートル以上) であること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項又は第3項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は \boxed{R} とすること。

2 技術基準適合証明番号

(1) 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。最初の2文字は技術基準適合証明を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く2桁の番号(番号1)は、申請の通し番号とする。

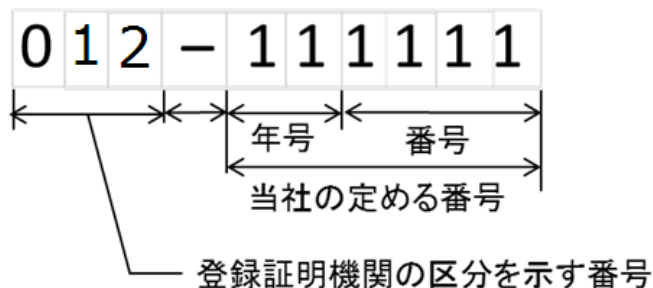
(3) (2)の2桁の番号(番号1)に続く3桁の番号(番号2)は、無線設備毎に異なる一連番号で、001から100まで順を追って発行する。



3 工事設計認証番号

(1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは一の認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。

(2) 「- (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の2文字は認証を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く4桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。(注)



(3) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。

(4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は情報通信認証連絡会(ICCJ)による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版(総務省電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会(ICCJ)ウェブページに掲示)に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

(1) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	記号			
		証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号	
市民ラジオ	第3号	O		AA	
コードレス電話	第7号	L		AA	
特定小電力機器	第8号	Y	テレメータ用、テレコン トロール用、データ伝送 用	315MHz 帯	UA
				400MHz 帯	WB
				920MHz 帯	VB
				1200MHz 帯	XA
			無線呼出用		CA
			ラジオマイク用	70MHz D型	FA
				300MHz C型	DA
				800MHz B型	EA
			無線電話用		GA
			医療用テレメータ用		HA
			体内植込型医療用データ伝送及び体内植込 型医療用遠隔計測用		SA
			移動体 識別用	920MHz 帯	TB
				2400MHz 帯 (FH方式のもの)	JA
				2400MHz 帯 (FH方式以外)	JB
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用デ ータ制御設備用		IA
			ミリ波レーダー		KA
			補聴援助用ラジオマイク		LA
			ミリ波画像伝送用、ミリ波データ伝送用		NA
			作業連絡用		OA
			移動体検知センサー	10GHz	QA
24GHz	RA				
音声アシストシステム		PA			
動物検知通報システム用		YA			
小電力セキュリティ	第13号	AZ		A	
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	第19号	WW		A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の2	GZ		A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム (屋外で使 用する模型飛行機の無線操縦用)	第19号の2の2	UV	周波数範囲： 2,400MHz~2483.5MHz	A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム (屋外で使 用する模型飛行機の無線操縦用)	第19号の2の3	V V	周波数範囲： 2471MHz~2497MHz	A	
5GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の3	XW	(W52, W53)	A	
5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	第19号の3の2	YW	(W56)	A	
5GHz 帯小電力データ通信システム	第19号の3の3	HS	(W52 or W53) & W56 を同時送信するもの	A	
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第19号の4	HX		A	
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	第19号の11	FV	空中線電力：10mW 以下	A	
時分割多元接続方式 狭帯域デジタルコードレス電話	第21号	IZ		A	
時分割多元接続方式 広帯域デジタルコードレス電話	第21号の2	AT	DECT	A	
時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコ ードレス電話	第21号の3	BT	sPHS	A	

PHS 陸上移動局	第 22 号	JX		A
狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号	CY		A
狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2	FX		A
超広帯域無線システム	第 47 号	UW		B
超広帯域無線システム (UWB レーダー)	第 47 号の 2	VU		A
700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	第 64 号	XT		A

(2) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	記号		
		証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号
MCA（陸上移動局）	第1号の4	M	設備規則第49条の7“本文”に規定する無線設備（800MHz帯）	AA
		N	設備規則第49条の7“但し書き”に規定する無線設備（800MHz帯）	AA
Ku帯VSAT地球局	第9号	V		AA
Ka帯VSAT地球局	第9号の2	SW		A
携帯無線通信用中継局	第10号	VT	陸上移動局（小電力レピータ）	A
W-CDMA方式 携帯無線通信用陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の3	XY		A
CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の4	ZY		A
W-CDMA（HSPA） 方式携帯無線通信用陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の7	MW		A
CDMA2000（1x EV-DO）方式 携帯無線通信用陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の8	NX		A
CDMA2000（3x EV-DO）方式 携帯無線通信用陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の8の2	XU		A
TD-CDMA方式 携帯無線通信用陸上移動局 （携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第11号の11	OW		A
TD-SCDMA方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の12	PW		A
TD-OFDMA（次世代PHS）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の15	DU		A
TD-FDMA（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の17	FU		A
SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の19	HU		A
SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の21	JU		A
OFDMA（FD-UMB）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の23	LU		A
OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の25	NU		A
OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用陸上移動局	第11号の26	OU		A
携帯移動衛星データ通信用地球局（対地静止） （オムニトラックス）	第14号	BZ		A
携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止） （オープンコム）	第14号の2	AY		A
加入者系多方向用移動局	第15号の2	LY		A
5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 及び携帯局	第19号の9	DV		A

5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 10	EV		A
800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	第 20 号の 2	VX		A
携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	第 28 号	TZ		A
携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	第 28 号の 2	BY		A
スラージャ衛星携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 2	GS		A
インマルサット携帯移動地球局	第 30 号	VZ		A
ESV 携帯移動地球局	第 30 号の 2	LW	船上地球局	A
ヘリサット携帯移動地球局	第 30 号の 3	OT		A
ルーラル加入者無線	第 31 号	WZ		A
60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	第 31 号の 3	DX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	第 39 号	AW		A
航空移動衛星通信システム	第 46 号	HW		A
WiMAX 用陸上移動局	第 51 号	IV	直高周波数分割多元接続方式	A
AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	第 54 号	LV	時分割・直高周波数分割多元接続方式	A

(3) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号

(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	記号		
		証明規則 様式第7 号に規定 する省令 記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号
MCA (指令局)	第1号の4	M	設備規則第49条の7“本文”に規定する無線設備(800MHz帯)	CA
		N	設備規則第49条の7“但し書き”に規定する無線設備(800MHz帯)	CA
SSB	第1号の9	S		AA
デジタル	第1号の10	D		AA
F3E等	第1号の11	F	400MHz帯	AA
			150MHz帯	BA
			60MHz帯	CA
			その他の周波数	DA
特定ラジオマイク	第1号の12	B		AA
			470-714MHz, 1240-1260MHz	CA
			イヤースピーカー用	BA
			イヤースピーカー用 470-714MHz, 1240-1260MHz	DA
デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2	CU		A
			470-714MHz, 1240-1260MHz	B
海上用DSB	第1号の13	OY		A
SSB	第1号の14	PY		A
F3E等	第1号の15	QY		A
無線標定	第2号	Q		AA
ラジオ・ブイ	第2号の2	RY		A
気象援助局	第3号の2	SY		A
パーソナル	第4号	U		AA
簡易無線	第4号の2	TY	150MHz帯	A
無線操縦用簡易無線	第4号の4	UY		A
デジタル簡易無線	第4号の5	SV	150MHz帯及び400MHz帯	A
デジタル簡易無線(キャリアセンス機能を備えているもの)	第4号の6	TV	150MHz帯及び400MHz帯	A
簡易無線(移動体識別用)	第4号の7	ZT	920MHz帯	A
50GHz帯CR(簡易無線)	第5号	C		AA
構内無線	第6号	AS	1200MHz帯の周波数の電波を使用するもの(テレメータ・テレコントロール・データ伝送用)	BA
			2450MHz帯の周波数の電波を使用するものの内、周波数ホッピング以外の方式のもの(移動体識別用)	DA
			920MHz帯の周波数の電波を使用するもの(設備規則第49条の9第1号にただし書きに該当するもの)(移動体識別用)	F
920MHz帯構内無線 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第6号の2	BS		A
2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	第6号の3	CS		A
携帯無線通信用中継局	第10号	VT	陸上移動中継局	B
W-CDMA方式 携帯無線通信用基地局等	第11号の5	AX		A

CDMA2000 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 6	BX		A
W-CDMA 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 2	XV		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 3	ZV		A
W-CDMA 方式 携帯無線通信用屋内基地局等	第 11 号の 6 の 4	ET		A
CDMA2000 方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 6 の 5	FT		A
W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 9	NW		A
CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 10	PX		A
W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 2	AU		A
CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 3	BU		A
W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 4	GT		A
CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 5	HT		A
TD-CDMA 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 13	QW		A
TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14	RW		A
TD-OFDMA 方式 (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 16	EU		A
TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 18	GU		A
SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20	IU		A
SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 2	IT		A
SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局	第 11 号の 20 の 3	JT		A
SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 22	KU		A
OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 24	MU		A
OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 27	PU		A
OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 28	QU		A
アマチュア無線	第 12 号	K		AA
加入者系多方向用基地局	第 15 号	KY		A
加入者系対向用移動局	第 15 号の 3	MY		A
テレメータ用等の固定局	第 16 号	DZ		A
非常警報用固定局	第 17 号	EZ		A
22GHz 帯固定局	第 18 号	FZ		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	第 19 号の 5	ZW		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 6	AV		A

5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	第 19 号の 7	BV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 8	CV		A
800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	第 20 号の 2	VX		A
PHS 基地局	第 23 号	KX		A
PHS 中継局	第 23 号の 2	LX		A
PHS 試験局	第 23 号の 3	MX		A
38GHz 帯固定局	第 24 号	LZ		A
RZSSB	第 25 号	RN		A
周波数自動選択 RZSSB	第 25 号の 2	RO		A
周波数追従 RZSSB	第 25 号の 3	RP		A
狭帯域デジタル	第 25 号の 4	QV		A
周波数自動選択狭帯域デジタル	第 25 号の 5	DO		A
周波数追従狭帯域デジタル	第 25 号の 6	DP		A
車両感知用無線標定陸上局	第 26 号	NZ		A
道路交通情報ビーコン	第 27 号	PZ		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	第 28 号の 3	VY		A
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)	第 29 号	UZ		A
60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2	CX		A
60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	第 31 号の 4	EX		A
80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局	第 31 号の 5	UT		A
狭域通信システム用基地局	第 33 号	DY		A
市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号	GX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項)	第 40 号	BW		A
18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	第 41 号	CW		A
18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	第 42 号	DW		A
18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	第 43 号	EW		A
18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号	FW		A
18GHz 帯公共業務用固定局	第 45 号	GW		A
1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号	VW		A
WiMAX 用基地局等	第 49 号	GV	直高周波分割多元接続方式	A
WiMAX 用フェムトセル基地局	第 52 号の 2	KT		A
WiMAX 用屋内基地局	第 52 号の 3	LT		A
AXGP, TD-LTE 用基地局等	第 53 号	KV	時分割・直高周波数分割多元接続方式	A
AXGP 用, TD-LTE 用フェムトセル基地局	第 54 号の 2	MT		A
AXGP, TD-LTE 用屋内基地局	第 54 号の 3	NT		A

地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター	第 57 号	OV	他の放送局の放送番組を中断する方法のみによる放送をおこなうための無線設備	A
地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)	第 57 号の 2	UU	受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る	A
エリア放送を行う地上一般放送局	第 57 号の 3	DS		A
簡易型船舶自動識別装置	第 58 号	RU		A
簡易型国際 VHF(25W 以下)	第 59 号	SU		A
簡易型国際 VHF(5W 以下)	第 60 号	TU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	第 61 号	ZU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上基地局	第 62 号	CT		A
700MHz 帯高度道路交通システム用基地局	第 63 号	WT		A
23GHz 帯陸上移動局	第 65 号	FS		A
23GHz 帯固定局	第 66 号	ES		A

別表第9号

工 事 設 計 認 証 申 込 書

平成 年 月 日

インターテック ジャパン株式会社殿

(1) 申込者	
本社所在地	:
名称	:
代表者役職	:
氏名	:
(2) 申込責任者	
住所	:
役職	:
氏名	:

下記のとおり電波法第38条の24の規定による特定無線設備の工事設計についての認証を受けたいので、同意書を添えて申し込みます。

なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

申込区分	新規	変更申請（同番）
		変更申請（異番）
特定無線設備の種別		
特定無線設備の型式又は名称		
備考		

別表第10号

工事設計認証業務申込同意書

インターテック ジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により工事設計認証業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する特定無線設備の工事設計認証（以下「認証」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から認証を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（工事設計認証申込書）

- 1 本同意書と同時に乙が提出する工事設計認証申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（工事設計認証申込書類）

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する工事設計認証申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条（試験結果報告書）

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。
- 2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

- 1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 2 甲が認証を行った後、乙が認証を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が認証の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 3 甲が認証を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
- 4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。
ただし、申込設備が証明規則2条1項19号、2条1項19号の2、2条1項19号の3、2条1項19号の3の2及び2条1項19号の11の無線設備の場合に限る。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて甲に提出するものとします。

甲： 住所	〒	230-0052 神奈川県横浜市鶴見区生麦 2-3-18	
会社名		インターテック ジャパン株式会社 代表取締役社長 井上信行	
乙： 住所	〒		
申込者		会社名：	
[申込書にサインまたはご捺印を		氏名：	Ⓢ
された方]		役職：	
日付			

別表第 1 1 号

インターテック ジャパン株式会社

受付確認通知書

下記の特定無線設備について、受け付けましたことを通知します。

申 込 者		
特定無線設備の種別 型式又は名称		
販 売 業 者 受 付 番 号		
通 知 年 月 日		
備 考		

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求める場合
 - 申込の受理を行った日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込を受理した日から7日（会社の定める休日の期間を除く）以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。

別表第12号

認 証 書

認 証 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
販 売 業 者 名	
認 証 番 号	
認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

インターテック ジャパン株式会社 ㊞

別表 13号

年 月 日

殿

インターテック ジャパン株式会社

認証拒否通知書

平成 年 月 日付申込に係る下記 1 の工事設計は、下記 2 の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 工事設計の内容

- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3) 型式又は名称

2 拒否の理由

別表 1 4 号 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料

1-1. 技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）（注 1）

1-1-1. 免許不要局（法第 3 8 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料				
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台目	特性試験 2 台目以降 1 台あたり	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)	
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ	66,000	190,000	95,000	20	
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話 (注 3)		親機	190,000		95,000
			子機	190,000		95,000
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器 (注 2)		13GHz 未満	190,000		95,000
			13GHz 以上	450,000		225,000
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2 の 2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2 の 3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2471～2497MHz）		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3	5GHz 帯小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3 の 2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3 の 3	5GHz 帯小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		450,000	225,000		
第 2 条第 1 項 第 19 号の 11	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局及び携帯局		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 (注 3)		親機	280,000		140,000
			子機	280,000		140,000
第 2 条第 1 項 第 21 号の 2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 (注 3)		親機	280,000		140,000
			子機	280,000		140,000
第 2 条第 1 項 第 21 号の 3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話 (注 3)		親機	280,000		140,000
		子機	280,000	140,000		
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局	280,000	140,000			
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用陸上移動局	190,000	95,000			
第 2 条第 1 項 第 33 号の 2	狭域通信システム用試験局	190,000	95,000			
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム	280,000	140,000			

1-1-1. 続き 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWB レーダ)	66,000	450,000	225,000	20
第2条第1項 第64号	700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	66,000	190,000	95,000	20

注1： 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

手数料算定式： 証明手数料＝証明手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験料金＋証明台数分のラベル費用

注2： 13GHz 以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」が該当します。

その他の設備は13GHz 未満の無線設備となります。

注3： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	66,000	190,000	95,000	20
第2条第1項 第9号	Ku帯VSAT地球局		450,000	225,000	
第2条第1項 第9号の2	Ka帯VSAT地球局		450,000	225,000	
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）		450,000	225,000	
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA方式 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA方式（次世代PHS）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA（FDD方式）（LTE-FDD）方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA（TDD-LT）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の23	OFDMA（FDD-UMB）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）		450,000	225,000	
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）		280,000	140,000	
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	450,000	225,000		
第2条第1項 第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	220,000	110,000		

1-1-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(0.2マイクロワット以下)	66,000	220,000	110,000	20
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)		190,000	95,000	
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)		280,000	140,000	
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)		280,000	140,000	
第2条第1項 第28号の2の2	スラータ衛生携帯移動地球局		280,000	140,000	
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局		280,000	140,000	
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局		450,000	225,000	
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		450,000	225,000	
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線		190,000	95,000	
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		450,000	225,000	
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規 則第49条の15の2第1項)		190,000	95,000	
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム		280,000	140,000	
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局		280,000	140,000	

1-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	66,000	220,000	110,000	20
第2条第1項 第1号の9	SSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の10	デジタル		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の11	F3E等		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の14	SSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第1号の15	F3E等		220,000	110,000	
第2条第1項 第2号	無線標定		480,000	240,000	
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ		220,000	110,000	
第2条第1項 第3号の2	気象援助局		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号	パーソナル		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の2	簡易無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の7	簡易無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR（簡易無線）		480,000	240,000	
第2条第1項 第6号	構内無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 （キャリアセンス機能あり）	220,000	110,000		
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）	220,000	110,000		
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 （陸上移動中継局）	450,000	225,000		
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の6の5	W-CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式 (次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE方式 携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			証明ラベル 費用 (1枚あたり)
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UIMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等	60,000	310,000	155,000	20
第2条第1項 第12号	アマチュア無線		310,000	155,000	
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局		480,000	240,000	
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局		480,000	240,000	
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局		220,000	110,000	
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局		220,000	110,000	
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		220,000	110,000	
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		220,000	110,000	
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		220,000	110,000	
第2条第1項 第23号	PHS 基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局		310,000	155,000	
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局		310,000	155,000	
第2条第1項 第24号	38GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第2条第1項 第25号	RZSSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の3	周波数追従 RZSSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局		480,000	240,000	

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用(1枚あ たり)
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	60,000	220,000	110,000	20
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)		220,000	110,000	
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)		220,000	110,000	
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		480,000	240,000	
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		480,000	240,000	
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		480,000	240,000	
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局		220,000	110,000	
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		220,000	110,000	
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		220,000	110,000	
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		480,000	240,000	
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 (4相位相変調方式)		480,000	240,000	
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		480,000	240,000	
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		480,000	240,000	
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局		480,000	240,000	
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		310,000	155,000	
第2条第1項 第49号	WiMAX用基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用屋内小型基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルラー		310,000	155,000	
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルラー (CATV網等接続型)		310,000	155,000	

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	60,000	310,000	155,000	20
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置		220,000	110,000	
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局		480,000	240,000	
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局		480,000	240,000	

1-2. 技術基準適合証明手数料（試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合）（注1）

1-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)	
第2条第1項 第3号	市民ラジオ	66,000	20,000	20	
第2条第1項 第7号	コードレス電話 (注3)				親機
					子機
第2条第1項 第8号	特定小電力機器 (注2)				13GHz未満
					13GHz以上
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ				
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2400～2483.5MHz）				
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2471～2497MHz）				
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム				
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局及び携帯局				
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（注3）				親機
					子機
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（注3）				親機
					子機
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（注3）				親機
					子機
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局				
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用移動局				
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用試験局				
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム				
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム（UWBレーダー）				
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局				

注1： 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

手数料算定式： 証明手数料＝証明手数料＋無線設備のサンプル数分の評価料＋証明台数分のラベル費用

注2： 13GHz以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」が該当します。その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注3： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び試験結果評価料は半額となります。

1-2-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	66,000	20,000	20
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局			
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局			
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動局)			
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の23	OFDMA (FD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)			
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)			
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局			
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局			

1-2-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)			
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)			
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)			
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛星携帯移動地球局			
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局			
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局			
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局			
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線			
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局			
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)			
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム			
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局			
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局			
第2条第1項 第56号	2.5GHz帯広帯域無線アクセスシステム用陸上 移動局(MBTDD 625k用)			

1-2-3. その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	66,000	20,000	20
第2条第1項 第1号の9	SSB			
第2条第1項 第1号の10	デジタル			
第2条第1項 第1号の11	F3E等			
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク			
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB			
第2条第1項 第1号の14	SSB			
第2条第1項 第1号の15	F3E等			
第2条第1項 第2号	無線標定			
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ			
第2条第1項 第3号の2	気象援助局			
第2条第1項 第4号	パーソナル			
第2条第1項 第4号の2	簡易無線			
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線			
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線			
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)			
第2条第1項 第4号の7	簡易無線			
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR (簡易無線)			
第2条第1項 第6号	構内無線			
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス機能あり)			
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)			
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)			
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	66,000	20,000	20
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の24	OFDMA(FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の28	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	66,000	20,000	20
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局			
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局			
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局			
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局			
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局			
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局			
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局			
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)			
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)			
第2条第1項 第23号	PHS基地局			
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局			
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局			
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局			
第2条第1項 第25号	RZSSB			
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB			
第2条第1項 第25号の3	周波数追従RZSSB			
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル			
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル			
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル			
第2条第1項 第25号の3	周波数追従RZSSB			
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル			
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	66,000	20,000	20
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局			
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン			
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)			
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)			
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局			
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局			
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局			
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局			
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局			
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)			
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)			
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局 (4相位相変調方式)			
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局			
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局			
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等			
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局			
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等			
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局			
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィル			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)			
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局			
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置			
第2条第1項 第59号	簡易国際VHF (25W以下)			
第2条第1項 第60号	簡易国際VHF (5W以下)			
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局			
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局			
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局			
第2条第1項 第65号	23GHz帯 陸上移動局			
第2条第1項 第66号	23GHz帯 固定局			

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込 (その1)

2-1-1. 免許不要局 (法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称		認証手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		470,000	280,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話 (注2)	親機	470,000	280,000
		子機	470,000	280,000
第2条第1項 第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未満	470,000	280,000
		13GHz以上	730,000	280,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		470,000	280,000
第2条第1項 第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機用、2400～2483.5MHz)		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機用、2471～2497MHz)		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		730,000	280,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局及び携帯局		470,000	280,000
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話 (注2)	親機	560,000	280,000
		子機	560,000	280,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話 (注2)	親機	560,000	280,000
		子機	560,000	280,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話 (注2)	親機	560,000	280,000
		子機	560,000	280,000
第2条第1項 第22号	PHS陸上移動局		560,000	280,000
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用陸上移動局		470,000	280,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用試験局		470,000	280,000
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		560,000	280,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWBレーダ)		730,000	280,000
第2条第1項 第64号	700MHz帯高度道路交通システム用陸上移動局		470,000	280,000

注1: 13GHz以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」が該当します。
その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-1-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位：円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合～試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第1号の4	MCA 陸上移動局	470,000	280,000
第2条第1項第9号	Ku 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000
第2条第1項第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信用中継局(陸上移動局)	730,000	280,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA 方式 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の19	SC-FDMA (FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の21	SC-FDMA (TDD-LT) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の23	OFDMA (FDD-UMB) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止)(オムニトラック)	730,000	280,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止)(オーブコム)	560,000	280,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	730,000	280,000
第2条第1項第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	500,000	280,000
第2条第1項第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000

2-1-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位：円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	470,000	280,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤー衛星携帯移動地球局	560,000	280,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	560,000	280,000
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	730,000	280,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	730,000	280,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	470,000	280,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	730,000	280,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備 規則第49条の15の2第1項)	470,000	280,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	560,000	280,000
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	560,000	280,000

2-1-3. その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 → 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第1号の4	MCA (指令局)	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	500,000	280,000
第2条第1項 第2号	無線標定	760,000	280,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	500,000	280,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	500,000	280,000
第2条第1項 第4号	パーソナル	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第5号	50GHz 帯 CR (簡易無線)	760,000	280,000
第2条第1項 第6号	構内無線	500,000	280,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	500,000	280,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)	730,000	280,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	590,000	280,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	760,000	280,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	760,000	280,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	500,000	280,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	500,000	280,000
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局	500,000	280,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	500,000	280,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	500,000	280,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	500,000	280,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット 以下)	500,000	280,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	500,000	280,000
第2条第1項 第23号	PHS 基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局	590,000	280,000
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局	590,000	280,000
第2条第1項 第24号	38GHz 帯固定局	760,000	280,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の3	周波数追従 RZSSB	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	500,000	280,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	760,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	500,000	280,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	500,000	280,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	500,000	280,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	760,000	280,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	760,000	280,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	760,000	280,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	500,000	280,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	500,000	280,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	500,000	280,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	760,000	280,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局等 (4相位相変調方式)	760,000	280,000
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	760,000	280,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	760,000	280,000
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局	760,000	280,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	590,000	280,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用屋内基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	590,000	280,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)	590,000	280,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	590,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ～ 試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	500,000	280,000
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W以下)	500,000	280,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W以下)	500,000	280,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	470,000	280,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	760,000	280,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	760,000	280,000

2-2. 新規申込（その2）

2-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			既認証の無線設備を再 申込する場合であって、 認証取扱業者等の変更 を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第3号	市民ラジオ		120,000	140,000
第2条第1項 第7号	コードレス電話 (注3)	親機 子機		
第2条第1項 第8号	特定小電力機器 (注2)	13GHz 未満 13GHz 以上		
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ			
第2条第1項 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2400～2483.5MHz)			
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2471～2497MHz)			
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム			
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局			
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機 子機		
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機 子機		
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話 (注3)	親機 子機		
第2条第1項 第22号	PHS 陸上移動局			
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用陸上移動局			
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用試験局			
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム			
第2条第1項第47 号の2	超広帯域無線システム (UWB レーダ)			
第2条第1項 第64号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局			

注1： 13GHz 以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」 が該当します。
その他の設備は 13GHz 未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半

額となります。

2-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局		
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局		
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 （陸上移動局）		
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の23	OFDMA (FD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）		
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）		
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局		
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		

2-2-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)		
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)		
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)		
第2条第1項 第28号の2の2	スラージャ衛星携帯移動地球局		
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局		
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局		
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線		
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局		
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)		
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局		

2-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再 申込する場合であって、 認証取扱業者等の変更 を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値 を変更しない空中線の増設、撤 去または変更が伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	120,000	140,000
第2条第1項 第1号の9	SSB		
第2条第1項 第1号の10	デジタル		
第2条第1項 第1号の11	F3E等		
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク		
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB		
第2条第1項 第1号の14	SSB		
第2条第1項 第1号の15	F3E等		
第2条第1項 第2号	無線標定		
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・プイ		
第2条第1項 第3号の2	気象援助局		
第2条第1項 第4号	パーソナル		
第2条第1項 第4号の2	簡易無線		
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線		
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線		
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）		
第2条第1項 第4号の7	簡易無線		
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR （簡易無線）		
第2条第1項 第6号	構内無線		
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線（キャリアセンス機能あり）		
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 （周波数ホッピング方式）		
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 （陸上移動中継局）		
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等		

2-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA (次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の24	OFDM (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		

2-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備） （単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第12号	アマチュア無線		
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局		
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局		
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局		
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局		
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局		
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の24	OFDMA(FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第12号	アマチュア無線		
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局		

2-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局		
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局		
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局		
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		
第2条第1項 第23号	PHS 基地局		
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局		
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局		
第2条第1項 第24号	38GHz 帯固定局		
第2条第1項 第25号	RZSSB		
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB		
第2条第1項 第25号の3	周波数追従 RZSSB		
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル		
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局		
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン		
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)		
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)		
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局		

2-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申請する場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局		
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局		
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局		
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)		
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局 (4相変調方式)		
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局		
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項 第49号	WiMAX用 基地局等		
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等		
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア		
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)		
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局		
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項 第59号	簡易国際VHF (25W以下)		
第2条第1項 第60号	簡易国際VHF (5W以下)		
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局		

2-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申請する場合であって、認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去または変更が伴う場合
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上基地局	120,000	140,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システム用基地局		
第2条第1項第65号	23GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯固定局		

2-3. 変更の申込

2-3-1. 変更の工事 ～ 表 4 第 2 項の変更の工事に係る事項

2-3-1-1. 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話 (注 3)	親機	390,000
		子機	390,000
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器 (注 2)	13GHz 未満	390,000
		13GHz 以上	650,000
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2 の 2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2400～2483.5MHz）	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 2 の 3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2471～2497MHz）	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3	5GHz 帯小電力データ通信システム	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3 の 2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 3 の 3	5GHz 帯小電力データ通信システム	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 11	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局及び携帯局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（注 3）	親機	480,000
		子機	480,000
第 2 条第 1 項 第 21 号の 2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（注 3）	親機	480,000
		子機	480,000
第 2 条第 1 項 第 21 号の 3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（注 3）	親機	480,000
		子機	480,000
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用陸上移動局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 33 号の 2	狭域通信システム用試験局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 47 号の 2	超広帯域無線システム(UWB レーダ)	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	390,000	200,000

注 1： 13GHz 以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」 が該当します。
その他の設備は 13GHz 未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項第1号の4	MCA 陸上移動局	390,000	200,000
第2条第1項第9号	Ku 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第2条第1項第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	650,000	200,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA 方式 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の15	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の17	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の19	SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の21	SC-FDMA (TDD-LT) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の23	OFDMA (FDD-UMB) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)	650,000	200,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	480,000	200,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	650,000	200,000
第2条第1項第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	420,000	200,000
第2条第1項第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2 マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	390,000	200,000

2-3-1-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラータ衛星携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	390,000	200,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	650,000	200,000
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備 規則第49条の15の2第1項)	390,000	200,000
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	480,000	200,000
第2条第1項 第51号	WiMAX 用陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	480,000	200,000

2-3-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第1号の4	MCA（指令局）	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の11	F3E等	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の15	F3E等	420,000	200,000
第2条第1項 第2号	無線標定	680,000	200,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	420,000	200,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	420,000	200,000
第2条第1項 第4号	パーソナル	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR(簡易無線)	680,000	200,000
第2条第1項 第6号	構内無線	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	420,000	200,000
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)	650,000	200,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型 基地局 1-1-3	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA方式(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	510,000	200,000
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)	420,000	200,000
第2条第1項 第23号	PHS基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局	510,000	200,000
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第25号	RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の3	周波数追従RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	680,000	200,000
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	420,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	420,000	200,000
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	420,000	200,000
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	420,000	200,000
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	420,000	200,000
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	420,000	200,000
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	680,000	200,000
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局 (4相変調方式)	680,000	200,000
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	680,000	200,000
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局	680,000	200,000
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	510,000	200,000
第2条第1項 第49号	WiMAX用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	510,000	200,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)	510,000	200,000
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	510,000	200,000
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	420,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
第2条第1項 第59号	簡易型国際VHF (25W以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第60号	簡易型国際VHF (5W以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	680,000	200,000

2-3-2. 軽微な変更の工事 ～ 表4 第1項の軽微な変更の工事に係る事項

2-3-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
第2条第1項 第3号	市民ラジオ	80,000	
第2条第1項 第7号	コードレス電話 (注3)		親機 子機
第2条第1項 第8号	特定小電力機器 (注2)		13GHz 未満 13GHz 以上
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2471～2497MHz）		
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局		
第2条第1項 第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注3）		親機 子機
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注3）		親機 子機
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注3）		親機 子機
第2条第1項 第22号	PHS 陸上移動局		
第2条第1項 第32号	狭域通信システム用移動局		
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項 第47号	超広帯域無線システム		
第2条第1項 第64号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局		

注1： 13GHz 以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」 が該当します。その他の設備は 13GHz 未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	80,000
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局	
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 （陸上移動局）	
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の23	OFDMA (FD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）	
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）	
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 （0.2 マイクロワット以下）	

2-3-2-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	80,000
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)	
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤー衛星携帯移動地球局	
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項 第30号の2	ESV携帯移動地球局	
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項 第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム	
第2条第1項 第51号	WiMAX用陸上移動局	
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	

2-3-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	80,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	
第2条第1項 第1号の10	デジタル	
第2条第1項 第1号の11	F3E等	
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB	
第2条第1項 第1号の14	SSB	
第2条第1項 第1号の15	F3E等	
第2条第1項 第2号	無線標定	
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	
第2条第1項 第4号	パーソナル	
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)	
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR (簡易無線)	
第2条第1項 第6号	構内無線	
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス機能あり)	
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)	
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	

2-3-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	80,000
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA (次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第12号	アマチュア無線	
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	

2-3-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	80,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局	
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局	
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局	
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	
第2条第1項 第23号	PHS 基地局	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局	
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局	
第2条第1項 第24号	38GHz 帯固定局	
第2条第1項 第25号	RZSSB	
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	
第2条第1項 第25号の3	周波数追従 RZSSB	
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)	
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)	
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局	

2-3-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局	80,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局	
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局	
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局	
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	
第2条第1項 第41号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	
第2条第1項 第42号	18GHz 帯陸上移動局 (4相位相変調方式)	
第2条第1項 第43号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	
第2条第1項 第44号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項 第45号	18GHz 帯公共業務用固定局	
第2条第1項 第48号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項 第49号	WiMAX 用 基地局等	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第52号の2 3	WiMAX 用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等	
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE 用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (CATV網等接続型)	
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置	
第2条第1項 第59号	簡易国際VHF (25W以下)	
第2条第1項 第60号	簡易国際VHF (5W以下)	
第2条第1項 第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	
第2条第1項 第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	

2-3-2-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

第2条第1項 第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局	80,000
第2条第1項 第65号	23GHz帯陸上移動局	
第2条第1項 第66号	23GHz帯固定局	

2-3-3. その他の変更 ～ 工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更

2-3-3-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料			
			工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名又は販売業者名変更	型式名称変更等
第2条第1項第3号	市民ラジオ		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注3)	親機 子機				
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注2)	13GHz未満 13GHz以上				
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ					
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2400～2483.5MHz）					
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機用、2471～2497MHz）					
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局					
第2条第1項第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機 子機				
第2条第1項第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注3）	親機 子機				
第2条第1項第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注3）	親機 子機				
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局					
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局					
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局					
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム					
第2条第1項第47号の2	超広帯域無線システム（UWBレーダ）					
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システム用 陸上移動局					

注1： 13GHz以上： 「移動体検知センサー」、「ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送」、「ミリ波レーダー」 が該当します。
その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2： 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-3-3-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名変更	型式名称変更等
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局				
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局				
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動局)				
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の23	OFDMA (FD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)				
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)				
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局				
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局				
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)				
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)				

2-3-3-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)				
第2条第1項 第28号の2の2	スラヤー衛星携帯移動地球局				
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局				
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局				
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局				
第2条第1項 第31号	ルーラル加入者無線				
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局				
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)				
第2条第1項 第46号	航空移動衛星通信システム				
第2条第1項 第51号	WiMAX 用陸上移動局				
第2条第1項 第54号	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局				
第2条第1項 第56号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(MBTDD 625k 用)				

2-3-3-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の9	SSB				
第2条第1項 第1号の10	デジタル				
第2条第1項 第1号の11	F3E等				
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の13	海上用DSB				
第2条第1項 第1号の14	SSB				
第2条第1項 第1号の15	F3E等				
第2条第1項 第2号	無線標定				
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・プイ				
第2条第1項 第3号の2	気象援助局				
第2条第1項 第4号	パーソナル				
第2条第1項 第4号の2	簡易無線				
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線				
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線				
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項 第4号の7	簡易無線				
第2条第1項 第5号	50GHz帯CR (簡易無線)				
第2条第1項 第6号	構内無線				
第2条第1項 第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項 第6号の3	2450MHz帯構内無線 (周波数ホッピング方式)				
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)				
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用基地局等				

2-3-3-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA (次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE)方式携帯無線通信用基地局 等				
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の24	OFDMA (FD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の27	OFDMA (モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第12号	アマチュア無線				
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局				

2-3-3-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局				
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局				
第2条第1項 第18号	22GHz帯固定局				
第2条第1項 第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局				
第2条第1項 第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2マイクロワット以下)				
第2条第1項 第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局				
第2条第1項 第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)				
第2条第1項 第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (デジタル指令局)				
第2条第1項 第23号	PHS基地局				
第2条第1項 第23号の2	PHS中継局				
第2条第1項 第23号の3	PHS試験局				
第2条第1項 第24号	38GHz帯固定局				
第2条第1項 第25号	RZSSB				
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択RZSSB				
第2条第1項 第25号の3	周波数追従RZSSB				
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル				
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル				
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル				
第2条第1項 第26号	車両感知用無線標定陸上局				
第2条第1項 第27号	道路交通情報ビーコン				
第2条第1項 第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (第3種レーダー)				
第2条第1項 第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (第4種レーダー)				
第2条第1項 第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局				

2-3-3-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局				
第2条第1項 第33号	狭域通信システム用基地局				
第2条第1項 第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局				
第2条第1項 第40号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)				
第2条第1項 第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)				
第2条第1項 第42号	18GHz帯陸上移動局 (4相位相変調方式)				
第2条第1項 第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局				
第2条第1項 第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局				
第2条第1項 第45号	18GHz帯公共業務用固定局				
第2条第1項 第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局				
第2条第1項 第49号	WiMAX用基地局等				
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局				
第2条第1項 第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等				
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局				
第2条第1項 第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア				
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV網等接続型)				
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局				
第2条第1項 第58号	簡易型船舶自動識別装置				
第2条第1項 第59号	簡易国際VHF (25W以下)				
第2条第1項 第60号	簡易国際VHF (5W以下)				
第2条第1項 第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局				

2-3-3-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	認証手数料			
		工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局				
第2条第1項 第63号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局				
第2条第1項 第65号	23GHz 帯 陸上移動局				
第2条第1項 第66号	23GHz 帯 固定局				

3. 証明、認証ラベルの料金

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明の場合は申込台数分の証明ラベルを購入していただきます。証明ラベルは申込台数分を発行します。証明ラベルの料金は、本別表 1-1. 及び 1-2. に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 特定無線設備の工事設計についての認証の場合は、申込者において証明ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により別表第 15号に定める様式の証明ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金：

1枚あたり 21円 (消費税込み)

認証の場合の証明ラベルの最低申し込み枚数は100枚とし、100枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

- (1) 証明書、認証書の再発行
表 16 または表 17 に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。
再発行手数料は 5,250円です。なお、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。
- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー
申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。
コピー代金は一枚あたり105円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証の特性試験（以下、「特性試験」といいます。）に係る追加料金
 - a) 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - b) 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - c) 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - d) 動的周波数選択機能（DFS）試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - e) 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証（以下、「認証」といいます。）に係る手数料の減額等
 - a) 2以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額なも

のの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求いたします。

- b) 過去1年以内に類似した証明規則第17条に係る工事設計についての認証申込をおこない認証を受けた実績、または同時に類似した証明規則第17条に係る工事設計についての認証申込が複数あり、前述の手数料が合理的でない弊社が判断する場合は、個別に手数料を設定します。
- c) 前年1月より12月までの申込件数実績により、当年1月から12月までの手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
- d) 平成16年1月26日以前に特定無線設備の認定点検事業者である者及び弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が申込書に添付されている場合は、手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
- e) 前述の他、弊社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがあります。

5. 手数料の支払い方法

請求書を受け取りましたら当社一般取引条件にしたがい、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合は、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。

別表第 15

証 明 ラ ベ ル 作 成 申 込 書

年 月 日

インターテック ジャパン株式会社殿

申込者 住 所

氏 名

⑩

工事設計の認証の申込をした下記 1 の特定無線設備について、下記 2 のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別		申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入してください。
(2) 型式又は名称		
(3) 認証番号		
(4) 認証の年月日		

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数		
(2) 証明ラベルの様式		作成を希望する証明ラベルの様式を記入してください。なお、様式 4、8、10 のラベルを希望する場合は、端末機器の設計認証及び技術的条件認定の番号を記入してください。
(3) 設計認証番号		
(4) 技術的条件認定番号		
端末機器の設計認証及び技術的条件の番号を併記したラベルを作成できるのは、インターテック ジャパン株式会社にて認証及び認定を受けた場合のみです。		

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第16

技術基準適合証明証書再発行依頼書

年 月 日

インターテック ジャパン株式会社殿

申込者 住 所

会社名

氏 名

⑩

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 17

認証書再発行依頼書

年 月 日

インターテック ジャパン株式会社殿

申込者 住 所

会社名

氏 名

⑩

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	